

○令和8年度 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約の公表

【契約締結前の公表事項】

物品又は役務の名称	物品又は役務の概要	履行期限又は期間	契約予定時期
びん仕分業務	資源ごみとして組合処理施設に搬入されたびん類を容器包装リサイクル法に基づく分別基準に適合されるため、色ごとに選別、異物の除去等仕分けを行う業務	R8.4.1～R9.3.31	R8.4.1
廃棄物処理手数料収納等業務	搬入された一般廃棄物を計量伝票に基づき、利用者から処理手数料を収納し、廃棄物処理手数料領収証書を利用者へ交付する業務	R8.4.1～R9.3.31	R8.4.1

○契約の相手方の決定の方法又は選定基準

- ① 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体であること。
- ② 管内に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。

※管内とは、当組合の構成市町村である十和田市、六戸町、おいらせ町、五戸町、新郷村の5市町村のことです。

○契約の相手方となろうとする者の申込の方法

見積書の提出による。